7月中旬に郵送 国保税の納 税通知

型コロナウイルス感染症で、

主たる

で所得が著しく減少する世帯2

生計維持者が3月31日までに死亡

新型コロナウイルス感染症の影響 したか重篤な傷病を負った世帯❸

☎027·898· 圓 国民健康保険課 6 2 5 0

が国保に加入していなくて てに納税通知書を郵送します。 に加入者がいる場合は、 納税義務者は世帯主です。 国保税納税通知書を7月中旬に 国保税の課税は世帯単位で、 世帯主宛 ŧ 世帯主 世帯

に指定の口座から引き落とされま 限までに忘れずに納付 スも利用可能です。 と届出印を用意して金融機関で申 し込んでください。 納付する普通徴収と、 し引いて納付する特別徴収があり 納付方法は納付書か口座振替で 特別徴収は、 口座振替の人は、 口座振替受付け 口座振替の申し込みは、通帳 納付書で納める人は、 Ľ 各納期限日 年金から差 してくださ 納期

全員が65歳以上74歳未満の世帯で、 世帯の国保加入者

> には通知します。 のとおりです。 国保税の軽減制度

てください。 格者証か同通知を用意して申告し 合、 た、 告がされていることが必要です。 定額以下の世帯は、 所得を減額して計算します。 会社の倒産や解雇などにより離職 帯主を含め、 等割額を軽減。被保険者でない世 前年中の総所得金額の クで発行する雇用保険受給資 その後雇用保険を受給する場 申告により対象者の前年給与 離職日時点で65歳未満の人が 加入者全員の所得申 均等割額と平 合計 ハロー ま

国保税の減免

請書と必要書類を提出してくださ 場合があります。 難なときは、 次に該当し、 ●災害や疾病など、 詳 ムページをご覧ください。 しくは問い合わせるか、 国保税が減免される 国保税の納税が困 納期限までに申 特別の事情 本

税率などは下表

課税分のみ対象)

で、 限が4月以後の昨年度 た世帯(❷❸は、納期 ❷縁を記収入が令和3年中と比較し減少し 昨年中の主たる生計維持者の

本年度国保税の税率と金額 税率と金額 6.80% 所得割税率 2万4,600円 被保険者均等割額 ①医療給付費分 1万6,800円 世帯別平等割額 65 万円 所得割税率 2.50% 2後期高齢者 1万3,200円 被保険者均等割額 支援金分 22万円 課税限度額 2.50% 所得割税率 **3**介護納付金分 1万5,600円 被保険者均等割額 (40~64歳)

7月下旬頃に郵送 <mark>祉医療費受給資格者証</mark>

問 国民健康保険課 ☎027-257-0680

受給資格者証の有効期限が7月31日 川までの人で引き続 き受給資格がある人に、新しい受給資格者証を郵送します。

重度心身·高齢重度障害者

8月1日火から、受給資格の対象要件に所得制限を追加。 基準を満たす人に新しい受給資格者証を郵送します。なお、 所得判定ができない人には、7月上旬に通知を送付します。

ひとり親家庭等福祉医療

本年度から、受給資格の対象要件を引き続き満たしてい る場合、更新手続きを省略し自動で新しい受給資格者証を 郵送。所得の申告がない人や婚姻状況などの確認が必要 な人には7月上旬に通知を送付します。

申請で医療費助成

市内在住で次のいずれかに該当する人は、医療費の助成 を受けられます。

●高校生世代までの子ども②ひとり親家庭(所得制限有

り) 3重度の障害者(身体障害者手帳1級・2級、 障害年金1級相当、療育手帳A判定、知能指数 35以下、特別児童扶養手当1級(所得制限有り))

が受給している年金から国保税が 差し引かれます。 定の条件に該当する場合、 特別徴収開始時 世帯主

後期高齢者医療被保険者証 黄緑色の封筒で郵送

後期品的名区療教保険者並

8

☎027-898 国民健康保険課

を郵送する場合があります。 料の滞納状況により有効期間の短 証は7月中に郵送します。 色です。 険者証が新 の有効期限は7月31日/月まで。 8月1日火から後期高齢者医療被保 現在使用している被保険者証 しくなります。 なお、 証の色は紫 新 保険 証 いり

判定します。 自己負担割合を見直し 自己負担割合が3割と判定された場 の3区分です 自己負担割合は1

保険者の住民税課税所得(本年度)

限度額は下表のとおり。

同一世帯の

被 で

自己負担割合や所得区分、

いずれかに該当すると、 前年 (昨年中)の収入額が次 申請は不要です。 1割か2割

383万円以上)で、 歳の人が 未満❸被保険者が世帯に1 負担になります。 合でも、 2人以上で、 が383万円未満❷被保険者が世帯に 収入額合計が520万円未満 ●被保険者が世帯にⅠ人で、 いる場合、 収入額合計が520万円 その人と被保険者 他に70歳から74 人(収入額 収入額

自己負担 自己負担限度額(月額) 自己負担割合、所得区分 外来+入院 (世帯) 外来 (個人) 現役並み所得者Ⅲ 同一世帯に住民税課税所得が 690 万円以上の後期高齢 25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% 者医療制度の被保険者がいる <多数回 14 万 100 円※ > 16万7,400円+ (医療費-55万8,000円) ×1% 同一世帯に住民税課税所得が 380 万円以上の後期高齢 者医療制度の被保険者がいる <多数回9万3,000円※> 同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢 8万100円+ (医療費-26万7,000円) ×1% 者医療制度の被保険者がいる <多数回 4 万 4,400 円※ > 一般Ⅱ ●同一世帯に被保険者が1人の場合 1万8,000円か 住民税課税所得 28 万円以上で年金収入+その他の合計 (6,000円+(医療費-3万円) 所得金額が 200 万円以上 $\times 10\%$) 2同一世帯に被保険者が2人以上の場合 5万7,600円 の低い方を適用 住民税課税所得 28 万円以上で年金収入+その他の合計 <多数回4万4,400円※> <年間上限 14 万 4,000 円 > 所得金額が320万円以上 一般 I 1万8,000円 現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯 <年間上限 14 万 4,000 円 > 同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者 I を除く) 8,000円 2万4,600円 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下 で、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得 8.000円 1万5,000円 金額から 10 万円を控除した所得金額)がない

※過去 12 カ月の間に外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下 がります。

た、

ります。 を受けられる場合があ 合わせてください いときは、 情で収入が著しく減少 し保険料を納付できな 災害などの特別な事 申請で減免



課限度額は66万円です。 割額が4万5,700円になります。 保険料の減免

均 賦 等

通徴収があります。 いる場合には、 徴収と納付書や口座振替などで納める普 歳までの人です。 定の障害があり認定を受けた65歳から74 納付方法は年金から差し引かれる特別

合も手続きが必要です 新たに口座振替の申し込みが必要です。 保険料率と賦課限度額が改定 本年度は所得割率が8・8%に、 国保税を口座振替していた人でも、 特別徴収から口座振替へ変更す 納期限までに納めてくださ 納付書が同封されて る

☎027-898 国民健康保険課

8

7月中旬に発送。

対象は75歳以上の人と一

後期高齢者医療保険料額決定通知書を

後期高齢者医療保険料

決定通知書を郵送

市役所 〒371-8601 大手町二丁目12-1 ☎ 027-224-1111 🔣 027-224-3003

17万円